

# SMILE

☆ 今月も笑顔(スマイル)でスタート

4月号 Vol. 108

## 今月の SMILE

今月は清明節があります

まいど おおきに!

今月は4日から6日まで清明節でお休みになります。日本の気象庁は、3月29日に東京の桜の開花を発表しました。気象庁によると、今年の開花は平年より5日遅く、昨年より15日遅いという観測で、2012年(3月31日開花)以来12年ぶりの遅さでの開花とのこと。いずれにしてもお花見を楽しんでください。

ここ数年間、アメリカを始め海外で影響力がある中国のTikTokについて取り上げてみたいと思います。アメリカの下院議会は、3月13日、TikTok親会社である中国の字節跳動(バイトダンス)に約半年以内に同アプリの米国事業売却を求め、従わなければアプリの利用を禁止するという法案を、圧倒的多数で可決しました。しかも、この法案が提出されてからわずか8日後という超スピードでの可決でした。もしこの法案が上院で可決され、大統領が署名するならば、一気に、誰がこの事業を買収するかということになるでしょう。それを予兆するかのように、前財務長官ムニューシン氏は、3月14日に早くも同アプリを買収する意向を示しました。またマイクロソフトも買収する意欲があるのではないかと噂されています。TikTokのユーザーは、1億7千万人いると言われています。もちろん、ひんぱんに使っている人はこの数よりも少ないと思いますが、事業価値としてはかなり魅力的な事業だと思います。ただし現在、アメリカの上院議会では、この法案に対して、もっと検討するために時間をかけるべきとの見方を示しています。今後の動向が気になりますね。

今月の法務編では、中国で新しく採択された刑法改正案(十二)を取り上げております。2023年12月29日に、この改正案は全国人民代表大会常務委員会により採択されました。そしてこの改正案は2024年3月1日から施行されました。この改正案は、贈収賄犯罪に対する処罰規定の改正、民営企業内部における不正行為に対する処罰規定の強化が主要な改正内容となっています。ご参考になれば幸甚です。

次に日本では、アメリカ・メジャーリーグの大谷選手の通訳である水原氏が、カルフォルニア州では違法とされるスポーツ賭博により解雇されたことについて、大谷選手の関与が有るか否かの真相究明に話題となっています。この話題に対して、私の周辺の中国の人たちは、ほとんど真相究明には関心がなく、大谷選手が関与するはずない、という意見です。その理由は、あれだけの報酬をもらっている大谷氏が、ギャンブルなどやるはずがない、あり得ない、というものでした。これもまた日本と中国のモノの捉え方の違いだと思いました。

では今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう!



## 中国経済情報

### マクロ経済情報

#### 中国輸出入、ともに増加 先行きに不透明感 1～2月

税関総署が3月7日に発表した1～2月の貿易統計によると、輸出は前年同期比7.1%増の5,280億ドル(約78兆円)、輸入は3.5%増の4,029億ドル(約60兆円)だった。

一見好調に見えるものの、前年同期はコロナ禍の影響でともにマイナスになっており、その反動増との側面が大きい。対外貿易の先行き不透明感は依然根強いままだ。

中国政府は2022年末にコロナの感染拡大を徹底的に抑え込む「ゼロコロナ政策」を突如終了した。23年初めはその影響で感染者数が急増し、社会が混乱。同年1～2月の輸出は8.4%減、輸入は10.0%減と落ち込んでいた。

「多くの不確実性に直面している」王文濤商務相は3月6日、今年の対外貿易について、北京で開催中の全国人民代表大会(全人代、国会に相当)に合わせた記者会見でこう説明した。世界経済の減速懸念を挙げ、「外需の下押し圧力が非常に大きい」と指摘。米国による対中経済圧力の強まりを念頭に、警戒感も示した。

不動産不況を背景に内需も冷え込んでいる。1～2月の輸入は22年同期と比べると7%近く少ないままだ。「今年、貿易が中国経済成長の主な原動力となる可能性は低い」(オランダ金融大手ING)との見方が出ている。

税関総署は春節(旧正月)連休の時期が毎年ずれる影響を避けるためとして、例年1～2月の貿易統計をまとめて公表している。今年の日本向け輸出は9.7%減、輸入は5.0%減だった。

詳細について、下表をご覧ください。

#### 2024年1至2月全国進出口総値表 (2024年1～2月全国輸出入総額表)

2024年3月7日

(注: 括弧内のは日本語訳である)

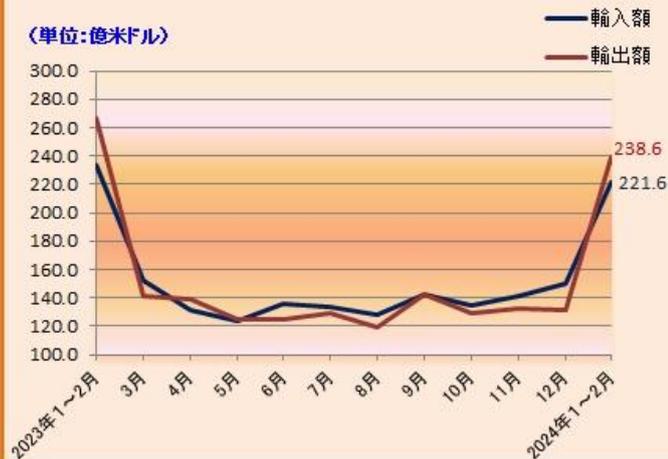
単位: 亿美元(億米ドル)

項目	1～2月累計	1～2月累計
		去年同期との比較±%
進出口総値(輸出総額)	9,308.6	5.5
出口総値(輸出総額)	5,280.1	7.1
進口総値(輸入総額)	4,028.5	3.5
進出口差額(輸出入差額)	1,251.6	-

輸出入差額: 「+」は輸出>輸入、「-」は輸入>輸出

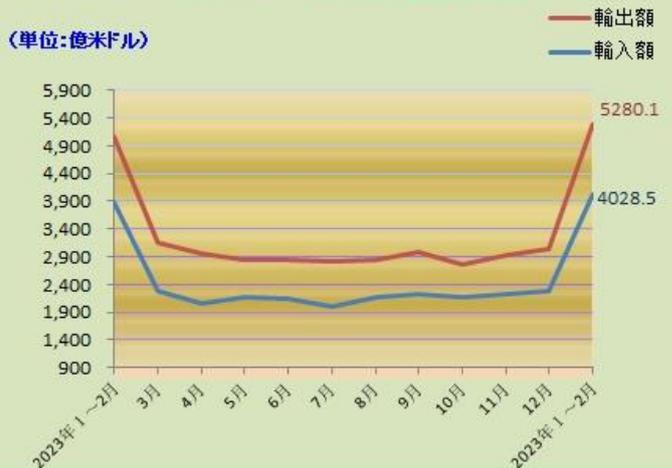
#### 最近一年中国対日本の輸出&輸入額推移

(単位: 億米ドル)



#### 最近一年の中国輸出入貿易額推移

(単位: 億米ドル)



2024年1至2月进出口商品主要国别（地区）总值表  
 （2024年1～2月輸出入商品主要な国別「地区」総額表）

2024年3月7日

（日本語）	（中国語）	単位:百万美元(百万米ドル)					
輸入原産国(地区)	进口原産国(地)	輸出入	輸出	輸入	累計額同期比較(%)		
輸出最終目的国(地区)	出口最終目的国(地)	1～2月合計	1～2月合計	1～2月合計	輸出入	輸出	进口
<b>総額</b>	<b>总值</b>	930,864.5	528,013.9	402,850.6	5.5	7.1	3.5
その内、欧州連合	其中：欧洲联盟	117,248.5	78,256.1	38,992.4	-4.1	-1.3	-9.4
その内、ドイツ	其中：德国	30,035.5	16,090.3	13,945.1	-8.5	2.1	-18.3
オランダ	荷兰	15,700.8	13,309.1	2,391.7	-16.4	-21.2	26.6
フランス	法国	11,422.2	6,455.7	4,966.5	-4.4	1.8	-11.3
イタリア	意大利	11,531.8	7,494.8	4,037.0	4	9.8	-5.4
アメリカ	美国	99,553.6	73,419.9	26,133.7	0.7	5	-9.7
東南アジア諸国連合	东南亚国家联盟	139,771.3	82,721.4	57,050.0	4.8	6	3.3
その内、ベトナム	其中：越南	35,489.4	21,945.3	13,544.2	21.6	24.1	17.9
マレーシア	马来西亚	28,613.8	13,191.5	15,422.3	8.3	4.8	11.5
タイ	泰国	18,747.1	12,447.4	6,299.7	2.7	8.2	-6.8
シンガポール	新加坡	16,469.3	11,418.9	5,050.4	-10.4	-17.2	10.1
インドネシア	印度尼西亚	23,153.1	11,644.4	11,508.7	2.1	18.8	-10.6
フィリピン	菲律宾	10,076.0	7,533.2	2,542.8	-10.6	-11.9	-6.4
日本	日本	46,019.3	23,863.4	22,155.9	-7.5	-9.7	-5
香港	香港	42,487.7	40,514.4	1,973.3	16.3	16.4	15
韓国	韩国	47,413.7	21,170.8	26,242.9	-0.4	-9.9	8.8
中国台湾	中国台湾	39,768.0	10,396.5	29,371.5	7.3	4.4	8.4
オーストラリア	澳大利亚	37,028.1	10,848.7	26,179.4	-2.9	-7.5	-0.9
ロシア連邦	俄罗斯联邦	37,010.3	16,807.9	20,202.4	9.3	12.5	6.7
インド	印度	23,199.7	19,494.7	3,705.0	15.8	12.8	34.7
イギリス	英国	14,311.3	11,494.3	2,817.0	-1.6	4.9	-21.3
カナダ	加拿大	14,736.3	7,160.9	7,575.4	10.4	12.7	8.3
ニュージーランド	新西兰	3,284.3	1,271.3	2,013.1	-7.4	7.7	-14.9
ラテンアメリカ	拉丁美洲	82,639.3	40,947.5	41,691.9	13.9	20.6	8.1
その内、ブラジル	其中：巴西	31,827.5	11,197.6	20,629.9	33.3	33.8	33.1
アフリカ	非洲	47,680.2	28,781.7	18,898.4	13.9	21	4.5
その内、南アフリカ	其中：南非	9,550.8	3,290.7	6,260.1	1.1	-13.4	10.8

- 注:
1. 東南アジアのナショナルリーグはブルネイ、ミャンマー、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムを含む。
  2. ヨーロッパ連盟はベルギー、デンマーク、ドイツ、フランス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ギリシャ、ポルトガル、スペイン、オーストリア、フィンランド、スウェーデン、キプロス、ハンガリー、マルタ、ポーランド、エストニア、ラトビア、リトアニア、スロベニア、チェコ、スロバキア、ブルガリア、ルーマニア、クロアチアを含む。
  3. 2020年2月1日からEUとの貿易総額はイギリスのデータを含まず、前年同期と比べて調整を行った。

## 2月CPIが6カ月ぶりに0.7%上昇、春節休暇の旅行需要回復で物価押し上げ

中国国家統計局が3月9日に発表した2月の消費者物価指数(CPI)は前年同月比で0.7%上昇した。0.8%の下落だった1月から上昇し、昨年8月以来、6カ月ぶりにプラスに転じた。中国では2月に春節(旧正月)の大型連休があり、旅行需要の回復が物価を押し上げたとみられる。

品目別にみると、旅行関連の価格の伸びが際立っており23.1%上昇した。食卓に欠かせない豚肉は下落が続いていたが、2月は0.2%の上昇に転じた。帰省して家族で過ごすことが一般的な春節の時期には豚肉の需要が増す。食品価格は0.9%下落で、1月の5.9%下落からは縮小した。

交通運輸省のデータによると、春節に合わせた帰省や旅行のための特別輸送態勢「春運」(1月26日~3月5日)期間に国内を移動した人数は延べ84億人超だった。延べ90億人としていた事前予測は下回ったが、今年は新型コロナウイルス禍の影響が完全になくなってから初の春節だったため昨年の延べ約47億人を大きく上回った。

2月のCPIでは、変動が激しいエネルギーと食品を除いたコア指数は1.2%上昇だった。前月の0.4%上昇から拡大した。自動車やスマートフォンといった耐久消費財は下落が続いている。

開催中の全国人民代表大会(全人代)で李強首相が読み上げた政府活動報告では2024年の消費者物価の上昇幅を前年と同じ「3%前後」に据え置いた。23年のCPIは0.2%上昇と低水準にとどまっている。経済を巡っては耐久消費財の値下がりが続くなどデフレ圧力がくすぶり続けている。

## 2月PPIが2.7%下落、17カ月連続マイナス

国家統計局が3月9日に発表した2024年2月の工業品卸売物価指数(PPI)は、前年同月比で2.7%下落した。マイナスは17カ月連続。下落幅は前月から0.2ポイント拡大した。卸売物価が下がる春節連休(旧正月連休)が昨年1月にあったのに対し、今年は2月にあったことが主な要因。生産財の価格は前年同月比で3.4%下落。下落幅は前月から0.4ポイント拡大した。原材料は3.4%、加工品は3.2%それぞれ下がり、ともに下げ幅が広がった。生活財は0.9%下落で、下落幅は前月から0.2ポイント縮小。耐久消費財の価格は1.9%下落、食品は0.9%下落、一般日用品は横ばい、衣類は0.3%上昇だった。

業種別のPPIを見ると、石炭採掘・選炭業が14.7%下がり、最大の下落幅を記録。非金属鉱物製品業(7.7%下落)や化学原料・化学製品製造業(6.6%下落)、製紙・紙製品業(5.5%下落)も大きく下がった。主力産業のコンピューター・通信・その他電子設備製造業は2.1%下落、自動車製造業は1.5%下落。

一方、鉄金属採掘業は12.1%、非鉄金属採掘業は4.5%、石油・天然ガス採掘業は4.2%それぞれ上がった。工業品仕入れ物価指数は3.4%下落し、13カ月連続で下がった。下落幅は前月から横ばい。PPIの前月比は0.2%下落。下落は4カ月連続で、下落幅は横ばいとなった。1~2月のPPIは前年同期比2.6%下落した。

第一財經日報(電子版)によると、東吳証券は春節連休があったことが下落幅の拡大につながったと説明。春節連休後のインフラ建設や不動産開発の再開ペースも遅く、内需回復が進まなかったと指摘した。

ただ今後は、外需の回復や金融緩和、財政支出拡大がPPIを押し上げるとの声がある。

詳細については、下表をご覧ください。



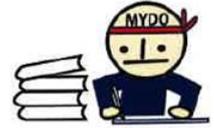
## 2024年2月份的居民消费价格（CPI）变动情况

（2024年2月消费者物價指數「CPI」變動情況）

（中国語）	（和訳）	2月		1~2月
		先月と比較 増減幅(%)	去年同月比較 増減幅(%)	去年同期比較 増減幅(%)
居民消费价格	消費者物價指數	1	0.7	0
其中：城市	その内、都市部	1.1	0.8	0
农村	農村部	0.9	0.5	-0.2
其中：食品	その内、食品	3.3	-0.9	-3.4
非食品	非食品	0.5	1.1	0.7
其中：消费品	その内、消費品	1.1	-0.1	-0.9
服务	サービス	1	1.9	1.2
其中：不包括食品和能源	その内、食品とエネルギーを含めない	0.5	1.2	0.8
分类別	類別区分			
一、食品烟酒	一、食品、タバコと酒	2.2	-0.1	-1.9
粮 食	糧食	-0.1	0.3	0.4
食用油	油脂	-0.6	-5.4	-5.2
鲜 菜		12.7	2.9	-5.1
畜肉类	畜の肉類	3.4	-2.9	-7.4
其中：猪肉	その内、豚肉	7.2	0.2	-9.1
牛肉	牛肉	-0.3	-6.9	-7.3
羊肉	羊肉	1.3	-4.2	-5
水产品	水産品	6.2	4.1	0.4
蛋 类	卵	-2.2	-5.1	-5.8
奶 类	ミルク類	-0.4	-1.5	-1.2
鲜 果	新鮮フルーツ	4.3	-4.1	-6.6
烟 草	タバコ	0.1	1.3	1.3
酒 类	酒	-0.9	-1.3	-0.7
二、衣着	三、衣類	-0.2	1.6	1.6
服 装	服装	-0.2	1.6	1.7
鞋 类	靴	0	1.2	1.3
三、居住	八、居住	0	0.2	0.3
住房租金	住宅家賃	0	0	0.1
水、电、燃料	水、電気、燃料	0	0.3	0.3
四、生活用品及服务	四、家庭用機器および保守サービス	-0.5	0.5	0.7
家用电器	家電機器	0	-0.1	-0.2
家庭服务	家庭サービス	-1.7	2	2
五、交通和通信	五、交通と通信	1.6	-0.4	-1.4
交通工具	交通機関	0.1	-5.4	-5.5
交通工具用燃料	交通工具用燃料	1.9	0.8	0.3
交通工具使用和维护	交通工具の使用とメンテナンス	2.6	2.9	0.9
通信工具	通信ツール	-1.1	-2.1	-1.9
通信服务	通信サービス	0	-0.4	-0.3
邮递服务	郵便サービス	-0.1	-0.1	-0.2
六、教育文化和娱乐	七、教育・文化と娯楽	1.7	3.9	2.6
教育服务	教育サービス	0	1.7	1.7
旅 游	旅行	13.1	23.1	12.1
七、医疗保健	五、医療保健	0.4	1.5	1.4
中 药	漢方薬	0.1	5.9	6
西 药	西洋薬	0	-0.3	-0.3
医疗服务	医療サービス	0.6	1.6	1.4
八、其他用品和服务	六、その他用品とサービス	-0.2	3	2.9

2024年2月工业生产者价格（PPI）主要数据  
 (2024年2月生産者物価指数「PPI」変動情況)

(中国語)	(和訳)	2月		1~2月
		先月と比較 増減	去年同月と 比較増減	去年同月と 比較増減
		(%)	(%)	(%)
<b>一、工业生产者出厂价格</b>	<b>一、工業品生産者出荷価格</b>	<b>-0.2</b>	<b>-2.7</b>	<b>-2.6</b>
生产资料	生産手段	-0.3	-3.4	-3.2
采掘	採掘	0.2	-5.5	-5.7
原料	原料	-0.4	-3.4	-2.9
加工	加工	-0.3	-3.2	-3.1
生活资料	消費資料	-0.1	-0.9	-1
食品	食品	0	-0.9	-0.9
衣着	衣料品	-0.1	0.3	0.2
一般日用品	一般的な日用品	-0.2	0	0
耐用消费品	耐久消費財	0	-1.9	-2.1
<b>二、工业生产者购进价格</b>	<b>二、工業品生産仕入れ価格</b>	<b>-0.2</b>	<b>-3.4</b>	<b>-3.4</b>
燃料动力类	燃料動力類	-0.3	-6.6	-6.6
黑色金属材料类	黒金属材料	-0.3	-1.5	-0.7
有色金属材料和电线类	非鉄金属材料と電線類	0	0.6	1.1
化工原料类	化学原料類	-0.2	-5.6	-5.6
木材及纸浆类	木材及びパルプ	-0.2	-5.4	-5.6
建筑材料及非金属类	建築材料及び非金屬類	-0.5	-6.5	-6.8
其它工业原材料及半成品类	その他工業原材料及び半製品類	-0.1	-1.7	-1.8
农副产品类	農業副産物	-0.5	-5.3	-5.6
纺织原料类	紡織原材料類	0	0	0
<b>三、主要行业出厂价格</b>	<b>三、主要な業界の出荷価格</b>			
煤炭开采和洗选业	石炭採掘と水洗いと選鉱業	-0.7	-14.7	-15.4
石油和天然气开采业	石油と天然ガス採掘業	2.5	4.2	3.8
黑色金属矿采选业	黒色金屬鉱物採鉱業	0.3	12.1	14.1
有色金属矿采选业	非鉄金屬鉱物採鉱業	-0.2	4.5	5.7
非金属矿采选业	非金屬鉱物採鉱業	-0.1	-2.3	-2.2
农副食品加工业	農業の食品加工業	-0.3	-3.8	-3.8
食品制造业	食品製造業	-0.6	-0.9	-0.8
酒、饮料和精制茶制造业	酒、飲み物と精製茶製造業	0	0.5	0.6
烟草制品业	タバコ製品業	0	0.6	0.6
纺织业	紡績業	0.1	-0.8	-1
纺织服装、服饰业	紡織の服装、アパレル業	0	0.4	0.4
木材加工和木、竹、藤、棕、草制品业	木材加工や木、竹、藤、シュロ製造業	0.2	-0.7	-1
造纸和纸制品业	紙と紙製品業	-0.2	-5.5	-5.7
印刷和记录媒介复制业	印刷や記録媒体コピー業	-0.1	-0.6	-0.8
石油加工、炼焦和核燃料加工业	石油加工、コークスと核燃料加工業	0.2	-4.8	-4.6
化学原料和化学制品制造业	化学原料と化学製品の製造業	-0.5	-6.6	-6.4
医药制造业	医薬品の製造	-0.3	-0.5	-0.4
化学纤维制造业	化学繊維製造業	0.7	0.7	1.1
橡胶和塑料制品业	ゴム、プラスチック製品業	-0.1	-3	-3
非金属矿物制品业	非金屬鉱物製品業	-0.4	-7.7	-7.8
黑色金属冶炼和压延加工业	黒色金屬精錬と圧延加工業	-0.4	-4.9	-3.9
有色金属冶炼和压延加工业	非鉄金屬を製錬すると圧延加工業	0.2	-0.2	0.2
金属制品业	金屬製品業	-0.1	-1.7	-1.8
通用设备制造业	汎用設備製造業	-0.2	-0.5	-0.5
汽车制造业	自動車製造業	-0.1	-1.5	-1.5
铁路、船舶、航空航天和其他运输设备制造业	鉄道、船舶、航空宇宙およびその他運輸設備製造業	-0.2	-0.5	-0.4
计算机、通信和其他电子设备制造业	コンピュータ、通信やその他の電子設備	-0.1	-2.1	-2.5
电力、热力生产和供应业	電力、熱生産や供給業	-1.3	-2.6	-1.5
燃气生产和供应业	ガスの生産や供給業	-0.9	-2.1	-1.3
水的生产和供应业	水の生産や供給業	-0.4	0.7	0.9



発票管理弁法実施細則の改正について

2023年7月20日、國務院は新たに改正された「中華人民共和国発票管理弁法」を公布した。それに伴い、国家税務総局は2024年1月15日付で、「中華人民共和国発票管理弁法実施細則の改正に関する決定」(国家税務総局令第56号)を発表した。この国家税務総局令第56号は、2024年3月1日より施行される。今回の改正は主に以下の通りとなる。

1、電子発票の基本管理規定の明確化

① 電子発票の定義と法的効力を明確にした。

電子発票とは、商品の売買、役務の提供または受領及びその他の経営活動に従事する中で、税務当局発票管理規程に基づき、電子データ形式の発行または受領される代金受取・支払証憑をいう。

電子発票は、紙発票と同様の法的効力を有し、いかなる単位及び個人も受領することを拒否してはならない。

② 「限度額確定」という発票受領方法と赤字電子発票の発行管理規定を追加した。

税務機関は、単位と個人の税収リスク評価及び納税信用ランクの変更、実際の経営状況の変化などによってその受領発票の種類、数量、限度額及び受領方式を確定・調整する。

③ 電子発票サービスプラットフォームの基本管理規定を追加した。

2、発票のデータセキュリティ管理など規定の追加

① 納税者は発票のデータセキュリティ管理に対して義務があり、規定量を超えて発票データを保存してはならない。

規定に違反して使用したり、不法に販売したり、不法に他人に発票データを提供してはならないことを明確にした。

② 税務機関は発票を検査する場合、発票データの抽出、呼び出し、閲覧、コピーを行う権利があることを明確にした。

3、発票不正利用認定の細分化

発票発行の条項を細かく規定し、実際の経営活動と一致しない発票の発行について、具体的な状況を明確にした。下記の通り、2つの状況が含まれる。

① 実際の取引がないにもかかわらず発票を発行する場合。

② 実際の取引が存在するが、発票に記載された購入者、販売者、商品名または事業項目、金額などが実際の状況と一致しない場合。

4、現行法律法規との整合性

「中華人民共和国行政処罰法」との整合性を考慮し、発票違反が発生した際に「税務機関が行政処罰文書を書面により当事者に通知すること」及び「発票管理法規に違反する場合に立件調査すべきである」という現行の規定を削除した。

5、発票の印刷、受領、発行規定の更なる改善

① 発票の印刷許可証、印刷資格などの規定を廃止した。「税務機関が政府調達契約と発票偽造防止用品管理要求に基づいて、発票印刷・制定企業の監督管理を実施すること」を明確にした。

③ 納税者の負担軽減のため、発票の受領簿、発票の受領手数料、発票の受領保証人及び保証金等の関連規定を削除した。

④ 発票を発行する単位と個人は、発票の受領、発行及び代行発行を行う際、担当者の身分検証が必要となり、実名でこれらの手続き処理を行わなければならないことを明確にした。



#### 1. はじめに

2023年12月29日、刑法改正案(十二)(以下、「改正案」という)が全国人民代表大会常務委員会により採択され、同法は2024年3月1日から施行される。今回の改正案は、贈収賄犯罪に対する処罰規定の改正、民営企業内部における不正行為に対する処罰規定の強化という2つの面から、7条の刑法の条文を改正した。本稿は前編として、まずは贈収賄罪に関する改正の要点について以下のとおり整理・解説したい。次回の後編では、民営企業内部における不正行為に関する改正の要点を取り上げる予定である。

#### 2. 贈賄罪の改正

##### (1) 法定刑の改正

贈賄罪に対する法定刑について、現行刑法390条により、贈賄罪を犯した場合、5年以下の有期徒刑又は拘留と罰金が併科される。贈賄によって不当な利益を図り、情状が重大であり、又は国家の利益に重大な損害をもたらした場合は、5年以上10年以下の有期徒刑と罰金が併科される。情状が特に重大であり、又は国の利益に特に重大な損害を与えた場合は、10年以上の有期徒刑又は無期懲役と罰金又は財産没収が併科される。

この規定からみると、贈賄罪を犯した者に対する法定刑は、5年以下の有期徒刑、5年以上10年以下の有期徒刑、10年以上から無期までの懲役という3段階が設けられているが、改正案により、これらは3年以下の有期徒刑、3年以上10年以下の有期徒刑、10年以上から無期までの懲役という3段階へと改正された。

従来の贈収賄罪の処罰は、贈賄より収賄を重く処罰する「収賄に重きを置き、贈賄を軽視する」との理念に基づいていた。その理由は、収賄罪の主体は国家工作人員であり、これらの者が収賄によって、国から与えられた権力を濫用して自己の利益を図り、さらに、公衆の利益を侵害することは、非常に悪質な犯罪行為であるとの評価による。一方、近年、贈賄者は贈収賄罪の原因であり、その主観的悪性も大きいほか、社会に悪影響を及ぼすことが認識されてきたため、「収賄と贈賄を同等に取り締まり、処罰する」という理念に転換されるようになった。

それにもかかわらず、法令上の処罰規定は、そのような動きに合致していない。2015年11月1日施行の刑法改正案(九)は、収賄罪の法定刑を3年以下の有期徒刑、3年以上10年以下の有期徒刑、10年以上から無期までの懲役という3段階に改正した。その一方で、贈賄罪の法定刑は改正されず、依然として5年以下の有期徒刑、5年以上10年以下の有期徒刑、10年以上から無期までの懲役という3段階とされたため、刑罰からみると、贈賄罪の法定刑が収賄罪よりも重くなり、贈収賄を同等に規制する理念との不一致が生じた。

今回の改正では、贈賄罪と収賄罪の法定刑を整合して、いずれも3年以下の有期徒刑、3年以上10年以下の有期徒刑、10年以上から無期までの懲役とし、贈収賄罪を全面的かつ統一的に取り締まる姿勢が読み取れる。

##### (2) 贈賄罪に対する加重処罰の情状の追加

改正案は、贈賄罪を加重処罰する情状を追加した。具体的に、①複数回の又は複数人への贈賄をした場合、②国家工作人員が贈賄をした場合、③国家重点プロジェクト、重大プロジェクトにおいて贈賄を行った場合、④職務、職級の昇進、調整のために贈賄をした場合、⑤監察、行政法執行、司法関連人員に対する贈賄をした場合、⑥生態環境、財政金融、安全生産、食品医薬品、防災救済、社会保障、教育、医療などの分野で贈賄を行って、違法犯罪活動を実施した場合、⑦違法所得を贈賄に使用した場合とされている。

これ以前にも、贈賄罪に対する加重処罰の情状は、2016年4月18日施行の「汚職賄賂刑事事件における法律適用に係る若干の問題に関する最高人民法院、最高人民検察院の解釈」(以下、「両高解釈」という)において定められていた。同解釈は、贈賄罪の立件基準が3万元であるところ、贈賄額が1万元以上3万元未満であり、かつ、次の6つの情状、すなわち、①3人以上に贈賄したこと、②違法所得を贈賄に使用したこと、③贈賄によって職務の抜擢、調整を図ったこと、④食品、薬品、安全生産、環境保護などの監督・管理の職責を有する国家工作人員に贈賄し、不法活動を行ったこと、⑤司法関係者に贈賄し、司法の公正に影響を与えたこと、⑥50万元以上100万元未満の経済的損害を発生させたことのある場合、贈賄罪として法的責任を追及するものとしている。

今回の改正案は、基本的に両高解釈に定める情状を基礎として、さらに実務で見受けられることが多い事情及び社会危害性の高い事情を加重処罰の情状とした。今後、改正案の施行に伴い、両高解釈も改正、統合されると予想される。

### 3. 単位贈収賄罪の改正

#### (1) 単位収賄罪

現行刑法 387 条によると、国家機関、国有会社、企業、事業単位、人民団体が他人の財物を要求し、不法に收受し、他人のために利益を図り、情状が重大である場合、会社は罰金に、その直接責任を負う主管者その他の直接責任者は 5 年以下の有期懲役又は拘留に処される。

今回の改正案により、直接責任を負う主管者その他の直接責任者に対する法定刑が、情状に応じて 3 年以下の懲役又は拘留と、3 年以上 10 年以下の懲役の 2 段階とされた。

#### (2) 対単位贈賄罪

現行刑法 391 条によると、不正利益を図るため、国家機関、国有会社・企業、事業単位、人民団体に財物を供与し、又は経済取引において、国の規定に違反して各種名義のリベート、手数料を供与した場合、3 年以下の有期懲役又は拘留と罰金が併科される。

今回の改正案により、同類型の行為であっても情状が重大なものについては刑を加重し、3 年以上 7 年以下の有期懲役と罰金を併科するものとされた。

#### (3) 単位贈賄罪

現行刑法 393 条によると、会社が不当な利益を図るために贈賄し、又は国の規定に違反して、国家工作人員にリベート、手数料を供与し、情状が重大である場合、会社は罰金により、直接責任を負う主管者その他の直接責任者は 5 年以下の有期懲役又は拘留と罰金の併科により処罰される。

今回の改正案は、直接責任を負う主管者その他の直接責任者に対する法定刑を 2 段階とし、通常の場合は 3 年以下の有期懲役又は拘留と罰金の併科、情状が特に重大な場合は 3 年以上 10 年以下の有期懲役と罰金の併科とした。

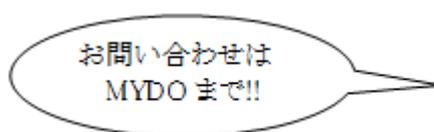
これらの改正を整理すると、一面においては、これまで 5 年以下と 3 年以下に分かれ統一されていなかった通常の場合における法定刑を 3 年以下に統一し、他面においては、加重処罰を導く重い情状を追加された。これは、贈収賄罪の全体的な量刑基準の統一性を保証し、より合理的な量刑を可能にするものと評価される。

また、現行刑法によると、単位収賄罪と単位贈賄罪の責任者に対する法定刑はいずれも 5 年以下の有期懲役であるのに対し、対非国家工作人員の単位贈賄罪については、通常の場合における 3 年以下の有期懲役、情状が重大な場合における 3 年以上 10 年以下の有期懲役という 2 段階の刑罰とされているため、非国家工作人員に対する贈賄が国家工作人員に対する贈賄よりも却って重く処罰される可能性があり、合理性を欠いていた。この点、今回の改正は、法定刑の内容と情状の軽重に基づく加重処罰の段階などに準じた整合を行うことにより、さらに公平で合理的な立法を実現した。

### 4. おわりに

今回の改正案で、贈賄罪と収賄罪の罰則が統合され、贈収賄罪に対する厳格な規制が継続されるとともに、より明確な処罰の基準が設けられたことから、実務における効果的な贈収賄の取締りと合理的な法執行が期待される。

情報提供 金杜法律事務所



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号

上海國際貿易中心 610 室

TEL: +86-21-6407-0228 FAX :+86-21-6407-0185

E-mail: [info@shmydo.com](mailto:info@shmydo.com) URL: <http://shmydo.jp>